

公立保育所消防用設備等点検業務委託

仕 様 書

1. 業務内容

消防設備の機能確認のため、消防設備点検の資格（消防設備士甲種第4・5類・乙種6類）を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6第に定める点検を実施する。

消火用ホースの耐圧試験は実施しない。

2. 点検する物件及び施設

別紙一覧表のとおり

3. 委託期間

契約の日より令和8年3月31日までとする。

4. 点検の実施について

- ① 点検の実施に当たっては、各施設の防火管理者と事前によく協議し、滞ることなく実施できるように努めること。
- ② 基本的に受託者のみで点検を行い、職員は立会いしないものとする。
- ③ 点検の際は、消防設備点検の資格証等を点検実施に提示し了解を得ること。

5. 点検内容及び点検結果報告書の提出

① 点検時期

6月・12月（日程については保育教育課と調整を行い、指示がある場合はそれにしたがうこと。）

ただし、6月の点検においては、消防庁告示による総合点検とする。

② 点検基準及び点検結果報告書

消防庁告示に基づく点検基準及び点検表様式によるものとし、点検結果報告書は、各施設ごとに2部（桜井消防署提出用・保育教育課用）提出する。

6. その他

- ① 点検の実施に当たっては、消防設備点検の資格（消防設備士甲種第4・5類・乙種6類）を有する書面と、所属会社の社員であることを示す書面を保育教育課に提出すること。
- ② 点検に際しては、園児の安全に十分留意し保育に迷惑のかかることのないよう留意すること。
- ③ 委託料の支払いは、受託者が各定期点検終了後、保育教育課に報告書を提出し、確認を受けた後に委託料を支払う（2回払い）。
- ④ 契約期間内において消防設備等の誤作動等により支障が出たときは、市の連絡により速やかに適切な対応をとること。このとき発生する諸費用は、業務委託料に含まず別途支払う。
- ⑤ 別紙消防設備一覧表の記載事項を確認のうえ、訂正箇所があれば保育教育課へ連絡すること。

	所在地	消 防 用 装 置																	
		消 火 器	屋 内 消 火 栓	誘 導 灯	避 難 ハ ッ チ	差 動 式 感 知 器	定 温 式 感 知 器	煙 式 ス ポ ッ ト 型	受 信 機 P-1	受 信 機 P-2	地 区 音 響 装 置	発 信 機	配 線 点 検	非 常 警 報 器	消 火 ポン プ	消 火 水 槽	放 送 設 備	誘 導 標 識	ホ ー ス 1 5 m
第1保育所	吉備648番地の1	13	1	6	0	62	24	9	1		6	6	一式		1	1	1		12
第2保育所	外山474番地の2 1	21	1	15	0	88	18	7	1		4	4	一式		1	1	1		8
第3保育所	初瀬1593番地	30	1	7	0	86	19	7	1		6	7	一式		1	1	1		12
第5保育所	豊前267番地	23	1	12	0	99	10	8	1		5	4	一式		1	1	1		8
		87	4	40	0	335	71	31	4		21	21	一式		4	4	4		40

※配線点検には、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯設備を含む。